

基 発 1027 第 1 号
令和 2 年 10 月 27 日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

厚生労働省労働基準局長

労働基準法の一部を改正する法律等の施行に係る周知啓発等への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 4 月 1 日、労働基準法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 13 号。以下「改正法」という。）及び労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 76 号）が施行され、賃金請求権の消滅時効期間の延長等がなされました。

厚生労働省においても、改正法等の内容について事業主に対する周知啓発等に引き続き尽力してまいります。貴団体におかれましても、改正法等の施行に当たり、傘下団体等の皆様に対し、特に以下の主な改正内容にご留意の上、別添の周知資料を活用いただくこと等により周知啓発等に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（改正内容）

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長等

- ・ 賃金請求権の消滅時効について、5 年に延長しつつ、当分の間は 3 年とする
- ・ 消滅時効の起算点が客観的起算点（賃金支払日）であることを明確化
（※）退職金請求権の消滅時効期間（現行 5 年）等は変更なし

2. 記録の保存期間等の延長

- ・ 賃金台帳等の記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に 5 年に延長しつつ、当分の間は 3 年とする
（※）賃金の支払に係る記録については、賃金の支払期日が記録の完結の日等より遅い場合には、当該支払期日が記録の保存期間の起算日となることを明確化
- ・ 割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に 5 年に延長しつつ、当分の間は 3 年とする

3. 施行期日、経過措置、検討規定

- ・ 施行期日：改正民法の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）
- ・ 経過措置：施行日以後に支払日が到来する全ての賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用
- ・ 検討規定：本改正法の施行 5 年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じる